

建設工事における現場代理人及び主任技術者等の兼務等について

1. 複数工事間での現場代理人及び主任技術者等の兼務要件

甲府市契約規則等において、同一工事における現場代理人と主任技術者もしくは監理技術者（以下、主任技術者等）の兼務は認めています。複数工事間の兼務につきましては以下の場合に限りそれぞれの役割の兼務を認めることとします。

		先工事	
		現場代理人	主任技術者
後工事	現場代理人	(1-1)	(1-3)
	主任技術者	(1-3)	(1-2)

※各兼務要件については、該当する以下の項目を参照してください。

(例：先工事の現場代理人と後工事の現場代理人の兼務を希望する場合は、(1-1)を参照)

(1-1) 複数工事間での現場代理人兼務（工事請負契約約款に基づくもの）

次の条件をすべて満たす場合は、複数（2件まで）の工事の現場代理人を兼務できます。

●工事内容

- ・両工事ともに請負金額が8,000万円未満
- ・両工事の現場が甲府市内及び甲府市上下水道局給水区域内、又は工事現場の相互の間隔が10km程度以下（最も近い地点間の直線距離）で同一の建設業者が施工する工事

●発注機関

公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）

※甲府市以外の発注者が兼務を認めるか否かは、当該発注者の判断となりますので、各発注者への確認が必要です

●兼務可能数

すでに現場代理人として従事している工事の他に1件まで（※兼務できる件数は2件まで）

●その他

- ・兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと
- ・作業期間中は必ずいずれかの現場に駐在すること

- ・1日1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること
- ・工事現場を離れる際には、施工に関する責任者を配置し安全管理の徹底を図ること
- ・工事現場を離れる際には、発注者（監督員）等と連絡が取れる体制をとること

(1-2) 複数工事間での主任技術者兼務（※監理技術者については適用しない）

「建設業法施行令第27条第2項」を踏まえ、次の条件をすべて満たす場合は専任の主任技術者が複数（2件まで）の工事を管理することができます。

●工事内容

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度（最も近い地点間の直線距離）の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

●発注機関

公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）

※甲府市以外の発注者が兼務を認めるか否かは、当該発注者の判断となりますので、各発注者への確認が必要

●兼務可能数

一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、2件まで

●その他

- ・兼務する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。
- ・兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。

(1-3) ①複数工事間での現場代理人及び主任技術者の兼務（※監理技術者については適用しない）

★主任技術者が非専任である場合

次の条件をすべて満たす場合、非専任の主任技術者は他工事の現場代理人を兼務できます。

●工事内容

- ・両工事ともに請負金額が8,000万円未満
- ・両工事現場は、甲府市内及び甲府市上下水道局給水区域内又は工事現場の相互の間隔が10km程度以下（最も近い地点間の直線距離）で同一の建設業者が施工する工事

●発注機関

公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）

※甲府市以外の発注者が兼務を認めるか否かは、当該発注者の判断となりますので、各発注者への確認が必要

注者への確認が必要

●兼務可能数

すでに現場代理人もしくは非専任の主任技術者として従事している工事の他に1件まで

●その他

- ・兼務する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。
- ・兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。

★主任技術者が専任である場合

次の条件をすべて満たす場合、専任の主任技術者は他工事の現場代理人を兼務できます。

●工事内容

- ・工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事
- ・両工事ともに請負金額が8,000万円未満
- ・工事現場の相互の間隔が10km程度（最も近い地点間の直線距離）の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

●発注機関

公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）

※甲府市以外の発注者が兼務を認めるか否かは、当該発注者の判断となりますので、各発注者への確認が必要

●兼務可能数

すでに現場代理人もしくは専任の主任技術者として従事している工事の他に1件まで

●その他

- ・兼務する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。
- ・兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。

2. 複数の工事を同一工事としてみなす場合の現場代理人及び主任技術者等の兼務要件

以下（2-1）、（2-2）のいずれかの場合、複数工事を同一工事とみなし、すべての工事の現場代理人及び主任技術者等の兼務が可能です。（監理技術者マニュアルより）

【想定ケース】

	現場代理人	主任技術者等
工事A	A氏	A氏
工事B	A氏	A氏

	現場代理人	主任技術者等
工事A	A氏	B氏
工事B	A氏	B氏

	現場代理人	主任技術者等
工事A	A氏	A氏
工事B	A氏	B氏

	現場代理人	主任技術者等
工事A	A氏	B氏
工事B	A氏	A氏

（2-1）随意契約の場合

●対象工事

先工事（工事 A）との施工範囲及び契約工期が重なり工作物に一体性若しくは連続性が認められ、**請負契約が随意契約により締結されている後工事（工事 B）**

●発注機関

公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）

※甲府市以外の発注者が兼務を認めるか否かは、当該発注者の判断となりますので、各発注者への確認が必要

（2-2）甲府市もしくは甲府市上下水道局等発注の合併工事の場合

●対象工事

施工範囲及び契約工期が重なり工作物に一体性若しくは連続性が認められ、甲府市もしくは甲府市上下水道局等において合併工事として発注されている複数の工事（工事 A と工事 B）

3. 兼務期間の取消し等

- ① 工事の内容、工事の現場の条件等に鑑み、兼務が困難と判断した場合は、兼務を認めない場合があります。
- ② 提出された諸書類の記載内容に虚偽があった場合、兼務により現場体制に不備が生じたり、不良な工事となった場合は、当該兼務の取消し、工事成績評定への反映、指名停止等必要な措置を行うことがあります。
- ③ それ以外の事項については、発注者（監督員）等の指示に従ってください。

4. 手続き方法等

①兼務する工事に甲府市、甲府市上下水道局以外の他機関発注工事が含まれている場合

別添「兼務申請の流れ」を参照し、甲府市発注者（監督員）に「現場代理人及び主任技術者等兼務申請書」や「兼務承認様式」などの必要書類を提出し、書面で承認を受けてください。

②兼務するすべての工事が甲府市もしくは甲府市上下水道局発注工事の場合

兼務については、両工事の監督員に兼務したい旨を伝え、了承を得た上で（兼務希望、兼務了承ともに口頭で可）、兼務する内容ごとに以下の書類を契約時に提出してください。

兼務内容	提出書類
(1-1) 複数工事の現場代理人兼務	「現場代理人等選任届」※下段に必要事項を記載
(1-2) 複数工事の主任技術者兼務	・「現場代理人等選任届」 ・「建設業法施行令第27条第2項の規定による主任技術者兼務届出書」（様式1）
(1-3) 複数工事の現場代理人・主任技術者の兼務	・「現場代理人等選任届」 ・「現場代理人及び主任技術者兼務届出書」（様式2）もしくは（様式3）
(2-1) 随意契約【同一工事とみなす】	・各工事の「現場代理人等選任届」
(2-2) 合併工事【同一工事とみなす】	・各工事の「現場代理人等選任届」

5. 適用開始日

令和8年4月1日から適用しますが、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる工事については、適用開始日前に契約を締結した工事と適用開始日以後に契約を締結した工事を兼務する場合も適用できるものとします。